

## 指定管理者評価シート(令和4年度)

施設名	駅前駐車場・中央駐車場・北浜立体駐車場・新町角駐車場・千代田町ちゃんぼん駐車場・新町西駐車場																																		
指定管理者	名称	アトムタクシー(株)																																	
	所在地	八幡浜市産業通り10番11号																																	
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日(5年間)																																		
評価担当課	商工観光課																																		
施設の概要	<p>駅前駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地 JR八幡浜駅前広場</li> <li>・施設構造 地上平面自走式</li> </ul> <p>中央駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地 八幡浜市天神通一丁目182番地1及び182番地3</li> <li>・施設構造 地上平面自走式</li> </ul> <p>北浜立体駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地 八幡浜市北浜一丁目1590番地1</li> <li>・施設構造 鉄筋鉄骨コンクリート造6階建 自走式</li> </ul> <p>新町角駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地 八幡浜市矢野町七丁目1454番地1</li> <li>・施設構造 地上平面自走式</li> </ul> <p>千代田町ちゃんぼん駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地 八幡浜市千代田町1472番地30</li> <li>・施設構造 地上平面自走式</li> </ul> <p>新町西駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地 八幡浜市仲之町433番地9</li> <li>・施設構造 地上平面自走式</li> </ul>																																		
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の維持管理に関する業務</li> <li>・駐車場の運営に関する業務</li> <li>・駐車場利用の許可に関する業務</li> <li>・使用料の徴収、不徴収に関する業務及び使用料の市会計への納入</li> <li>・その他市が必要と認める業務</li> </ul>																																		
施設利用状況	<p>&lt;利用者数&gt;・・・フリー区画利用台数</p> <table> <tr> <td>駅前駐車場</td> <td>2,366 台</td> </tr> <tr> <td>中央駐車場</td> <td>20,042 台</td> </tr> <tr> <td>北浜立体駐車場 ※平成25年10月からフリー駐車廃止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新町角駐車場</td> <td>26,577 台</td> </tr> <tr> <td>千代田町ちゃんぼん駐車場</td> <td>30,415 台</td> </tr> <tr> <td>新町西駐車場</td> <td>8,792 台</td> </tr> </table>			駅前駐車場	2,366 台	中央駐車場	20,042 台	北浜立体駐車場 ※平成25年10月からフリー駐車廃止		新町角駐車場	26,577 台	千代田町ちゃんぼん駐車場	30,415 台	新町西駐車場	8,792 台																				
駅前駐車場	2,366 台																																		
中央駐車場	20,042 台																																		
北浜立体駐車場 ※平成25年10月からフリー駐車廃止																																			
新町角駐車場	26,577 台																																		
千代田町ちゃんぼん駐車場	30,415 台																																		
新町西駐車場	8,792 台																																		
収支状況	<p>&lt;指定管理者としての収入・支出(決算)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収入内訳</th> <th>収入金額(円)</th> <th>支出内訳</th> <th>支出金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定管理料</td> <td>10,659,000</td> <td>人件費</td> <td>3,340,586</td> </tr> <tr> <td>雑収入</td> <td>9,242</td> <td>需用費</td> <td>1,922,042</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>管理費</td> <td>2,372,936</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>役務費</td> <td>103,760</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>委託料</td> <td>2,745,974</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>使用料及び賃借料</td> <td>13,650</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>10,668,242</td> <td>合 計</td> <td>10,498,948</td> </tr> </tbody> </table>			収入内訳	収入金額(円)	支出内訳	支出金額(円)	指定管理料	10,659,000	人件費	3,340,586	雑収入	9,242	需用費	1,922,042			管理費	2,372,936			役務費	103,760			委託料	2,745,974			使用料及び賃借料	13,650	合 計	10,668,242	合 計	10,498,948
収入内訳	収入金額(円)	支出内訳	支出金額(円)																																
指定管理料	10,659,000	人件費	3,340,586																																
雑収入	9,242	需用費	1,922,042																																
		管理費	2,372,936																																
		役務費	103,760																																
		委託料	2,745,974																																
		使用料及び賃借料	13,650																																
合 計	10,668,242	合 計	10,498,948																																

# 指定管理者評価シート(令和4年度)

公表する資料

施設名( 駅前・北浜立駐・中央・新町角駐車場・千代田町ちゃんぽん駐車場・新町西駐車場 )

評価項目	判定	評価の内容
事業計画書の内容が市民の平等な利用を確保し、及びサービスの向上が図られるものであること (第1号)	B	①市民の平等な利用を確保できるような有効な手段が講じられているか。
		②市民の利用促進が図られ、特定の団体等を優遇するおそれがないか。
		③利用者に対するサービス向上策は適切か。
		④利用者からの苦情の処理及び利用者に対する要望の把握並びにこれらに対する実現策は適切か。
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともにその管理にかかる経費の縮減が図られるものであること (第2号)	B	①施設の利用拡大に向けた方策は適切か。
		②総合的に収支計画が適切で、管理経費の縮減が図られる内容となっているか。
		③収支計画書は、利用料金収入を向上させる内容となっているか。
		④自主事業の計画書の内容は適切か。
		⑤人件費の設定は、職員費に見合った内容で適切か。
		⑥経費削減は、市民サービスの低下を招くことのない方策となっているか。
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有し、又は有することが確実であること (第3号)	B	①施設の現状を正しく認識し、今後の管理のあり方について具体的かつ適切な提案がなされているか。
		②法人等の経営状態に問題はないか。
		③施設の管理業務に係る職員体制は十分なものか。
		④その他管理経費の設定に無理はないか。
		⑤施設の管理業務のうち、第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か。
		⑥同種の施設の管理実績があるなど、必要な管理能力を有することが期待できるか。
その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要であるとして市長等が別に定める基準 (第4号)	B	①個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。
		②衛生管理、火気管理等の安心・安全な施設管理が期待できるか。
		③管理業務に係る地元雇用・市内調達の考え方及び実現性は適切か。
		④地域活動への参加等の地元貢献についての考え方及び実現性は適切か。
総合評価	B	【評価・コメント】 タクシー会社の利点を生かし、夜間でもトラブルなどに迅速かつこまめな対応が可能である。巡回を実施しトラブルの未然防止に努めており、利用者サービスの向上に寄与している。
		【総括評価】 駐車場の管理体制にも問題はなく、巡回や清掃を頻繁に実施していることで、その駐車場の問題点を的確に分析することができ、市に対しても適切な提案をするなど、積極的な駐車場運営が行われている。

総合評価の基準 A(総合点数90点以上) B(総合点数70点以上) C(総合点数50点以上70点未満) D(総合点数50点未満)